

## 条例の概要

I 目的 (第1条)	○小規模企業の振興に関する施策の基本事項を定める
II 定義 (第2条)	○小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進 ○本県経済や地域社会の持続的な発展、県民生活の向上の実現
III 基本理念 (第3条)	○小規模企業の振興は、次の3つの考え方を柱として推進 ①小規模企業の本県経済及び地域社会における重要性を認識し、その事業の持続的な発展を図ること ②小規模企業が自主性を発揮できるように配慮し、多様な主体との連携・協力を推進すること ③小規模企業の経営規模や形態を踏まえ、その経営資源の有効な活用、活力の向上、円滑かつ着実な事業の運営が確保されること
IV 県の責務と関係者の役割 (第4条-第7条)	○県の責務と関係者の役割を明確化(国、市町村、小規模企業関係団体、県民) ○関係者との連携等(適切な役割分担、相互に連携及び協力)

### V 基本的施策 (第8条-第14条)

<b>①振興計画 (第8条)</b> ○小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定 ○策定時又は変更時に小規模企業の意見を反映・議会への報告・公表 ○施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに計画の見直し	<b>②需要に応じた商品等の提供の促進 (第9条)</b> ○県は、小規模企業の多様な需要に応じた商品又は役務の提供を促進するため、商談会、展示会その他これらに類するものの開催の促進、情報通信技術の活用に関する情報提供等
<b>③新事業の創出及び事業転換 (第10条)</b> ○小規模企業が新事業の創出や事業転換を図り、その事業の展開を図ることができるよう、経営に関する助言、情報提供、円滑な資金調達に資する支援等	<b>④創業の促進等 (第11条)</b> ○小規模企業の創業に関し、情報提供、支援体制整備、円滑な資金調達に資する支援等 ○事業承継又は廃止の円滑化のため、意識醸成や情報提供、相談体制整備、円滑な資金調達に資する支援等 ○創業や事業承継又は廃止に関する施策相互の連携・効果的な促進 ○事業の整理及び再生について配慮し、総合的な相談体制の整備
<b>⑤災害時における事業継続の支援 (第12条)</b> ○災害等が発生した際、小規模企業の事業継続のための情報提供、相談体制整備、円滑な資金調達に資する支援等	<b>⑦地域経済の活性化に資する事業の推進 (第14条)</b> ○県内各地域の経済活動の活性化や商品等の提供、県民の交流の機会の充実に資するものを推進するための情報提供等
<b>⑥人材の育成及び確保 (第13条)</b> ○小規模企業の事業活動に有用な能力の向上、創業や事業譲渡を行う者への技能等の継承の支援等	
VI その他 (第15条-第20条)	○手続に係る負担軽減    ○市町村に対する支援等    ○調査 ○年次報告    ○支援体制の整備    ○財政上の措置